

○ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例施行規則

平成 6 年 1 1 月 1 日

規則第 1 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例（平成 6 年条例第 9 6 号。以下「条例」という。）第 3 6 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める公共施設等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園，緑地，広場，墓園その他の公共空地
- (2) 道路，駐車場その他の交通施設
- (3) 水道，下水道，汚物処理場，ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- (4) 河川その他の水路敷
- (5) 学校，幼稚園，図書館，文化会館その他の教育文化施設
- (6) 保育所，診療所，社会福祉センター，老人センターその他の医療施設又は社会福祉施設
- (7) 一団地の住宅施設
- (8) 官公庁施設

2 前項に規定する公共施設等の緑化基準は、別表第 1 のとおりとする。

(生垣設置助成金の対象及び額)

第 3 条 条例第 8 条に規定する助成は、生垣植栽費，生垣のための土台の工事費及び既存ブロック塀等の処理費を対象とする。

2 助成金の額は、前項に規定する工事費の 2 分の 1 以内の額とし， 5 0 ， 0 0 0 円を限度とする。

(生垣設置助成金の申請)

第 4 条 条例第 8 条の規定に基づき助成金の交付を受けようとする者は、ひたちなか市生垣設置助成金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(生垣設置助成金の交付)

第 5 条 市長は、工事の完成を確認した後、ひたちなか市生垣設置助成金確定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(保存義務)

第 6 条 前条の規定による助成金の交付を受けた者は、積極的に生垣の育成と保護に努めるとともに、生垣設置後少なくとも 10 年間は生垣として活用しなければならない。

（生垣設置助成金の返還）

第 7 条 市長は、第 5 条の規定に基づき助成金の交付を受けた者に対し、次の各号の一に該当する場合は、交付した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

（1） 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

（2） その他義務違反があったとき。

（緑地確保基準）

第 8 条 条例第 10 条に規定する工場等の緑地確保基準は、別表第 2 のとおりとする。

（工場等緑化協定の申請手続）

第 9 条 工場等緑化協定を締結しようとする事業者は、ひたちなか市工場等緑化協定／申請／変更申請／書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要に応じて事業者の承諾を得て現地調査を行い、速やかに事業者との間で工場等の緑化に関する協定書を作成するものとする。

3 前 2 項の規定は、協定内容を変更しようとするときに準用する。

（工場等緑化形成）

第 10 条 工場等の緑化は、敷地の外周を優先するものとする。

（工場等緑化助成金の対象及び額）

第 11 条 条例第 12 条に規定する助成は、工場等の緑化を図るための工事費を対象とする。

2 助成金の額は、前項に規定する工事費の 2 分の 1 以内の額とし、100,000 円を限度とする。

（工場等緑化助成金の申請）

第 12 条 工場等緑化助成金の交付を受けようとする者は、ひたちなか市工場等緑化助成金交付申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（工場等緑化助成金決定の通知）

第 13 条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ助成金の交付の可否をひたちなか市工場等緑化助成金決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（工場等緑化工事完了届）

第 14 条 前条の規定による助成金の交付通知を受けた者は、工場等緑化工事を完了したときは、速やかにひたちなか市工場等緑化工事完了届出書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（工場等緑化助成金の交付）

第 15 条 市長は、前条の規定による完了届を受理したときは、その工事の完成を確認した後、ひたちなか市工場等緑化助成金確定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（工場等緑化義務）

第 16 条 前条の規定による助成金の交付を受けた者は、積極的に緑化の推進及び緑地の保全に努めるとともに、工場等の緑化工事後、少なくとも 10 年間はその緑を保全しなければならない。

（工場等緑化助成金の返還）

第 17 条 市長は、第 15 条の規定に基づき助成金の交付を受けた者に対し、次の各号の一に該当する場合は、交付した助成金の全額若しくは一部を返還させることができる。

（1） 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

（2） その他の義務違反があったとき。

（緑化地区の指定基準）

第 18 条 条例第 13 条第 1 項の規定に基づく緑化地区の指定は、次の各号に定める基準によるものとする。

（1） 緑化地区の規模は、一団のまとまりのある区域とする。

（2） 緑化地区と隣接地の土地の境界は、原則として鉄道、道路、河川、水路その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めること。

（緑化計画の内容）

第 19 条 条例第 13 条第 3 項の規定に基づく緑化計画は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

（1） 緑化地区の緑化の推進等の意義及び基本方針

（2） 公共公益施設の緑化の推進等の方策

（3） 民有地の緑化の推進等の方策

（4） その他緑化の推進等を図るうえで必要な事項

（緑化協定の認可の申請）

第 20 条 条例第 15 条の規定に基づき緑化協定を締結又は制定しようとする者は、

ひたちなか市緑化協定認可申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（緑化協定の認可）

第21条 市長は、前条の規定による緑化協定の認可の申請が適当であると認めるときは、当該緑化協定を認可しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき緑化協定を認可したときは、速やかにひたちなか市緑化協定認可書（様式第9号）により申請者に通知しなければならない。

（緑化協定の変更及び廃止）

第22条 緑化協定の対象となった区域（以下「緑化協定区域」という。）内における土地の所有者等は、緑化協定において定めた事項を変更しようとするとき、又は当該緑化協定を廃止しようとするときは、ひたちなか市緑化協定／変更／廃止／認可申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において市長は、ひたちなか市緑化協定／変更／廃止／認可書（様式第11号）により申請者に通知しなければならない。

（緑の保存地区における行為の届出）

第23条 条例第18条第1項の規定により届出をしようとする者又は届出を変更しようとする者は、ひたちなか市緑の保存地区内／行為／行為変更／届出書（様式第12号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく届出書を受理したときは、その内容を審査のうえひたちなか市緑の保存地区内／行為／行為変更／受理書（様式第13号）により、当該行為の受理を届出者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づく通知を受けた者は、緑の保存地区内の行為を完了したとき、又は行為を中止するときは、ひたちなか市緑の保存地区内／行為完了／行為中止／届（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（建築物等の規模）

第24条 条例第18条第1項第1号に規定する規則で定める規模は、高さ5メートル又は床面積の合計が10平方メートルとする。

（緑の保存地区の保全に影響を及ぼすおそれのある行為）

第25条 条例第18条第1項第6号に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

（1） 土石、木竹その他の物件の集積又は貯蔵

（2） 汚水、廃水等の排出

(3) 広告物を表示し，又は掲示する物件の設置

(4) 建築物等の色彩の変更

(緑の保存地区における届出を要しない行為)

第26条 条例第18条第2項第2号に規定する規則で定めるものは，次の各号に掲げるものとする。

(1) 第24条に規定する規模を超えない建築物等の新築，改築又は増築を行うため必要最小限度の規模（60平方メートルを超えるものを除く。）の土地の区画形質の変更

(2) 土地の区画形質の変更（前号に掲げるものを除く。）で面積が10平方メートル以下であり，かつ，高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

(4) 次に掲げる木竹の伐採

ア 除伐，間伐，整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 仮植した木竹の伐採

エ 測量，実施調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

オ 用排水施設又は幅員が2メートルを超えない農道の設置のための木竹の伐採

(5) 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項の許可を受けて行う行為

(6) 森林法第41条第3項の保安施設事業に係る施設の維持修繕又は改築

(7) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(緑の保存地区助成)

第27条 条例第21条に規定する緑地等の保存のための助成金は，別表第3によるものとする。

2 前項の助成金の交付を受けようとする者は，ひたちなか市緑の保存地区助成金交付申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は，前項の申請があったときは，その内容を審査のうえ助成金の交付を適当と認める場合は，ひたちなか市緑の保存地区助成金交付通知書（様式第16号）により当該申請者に通知しなければならない。

(保存樹木等の申請)

第28条 条例第22条第2項の規定に基づき保存樹木等の申請を行う所有者等は，

ひたちなか市保存樹木等指定申請書（様式第 17 号）により申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請の内容を審査し、保存樹木等の指定をしたときは、ひたちなか市保存樹木等指定通知書（様式第 18 号）により当該保存樹木等の所有者等に通知しなければならない。

（保存樹木等の指定の解除）

第 29 条 条例第 23 条第 1 項に規定する保存樹木等が滅失又は枯死した時の届出は、ひたちなか市保存樹木等滅失等届出書（様式第 19 号）によるものとする。

- 2 前条第 2 項の規定は、保存樹木等の指定を解除する場合に準用する。この場合において市長は、ひたちなか市保存樹木等指定解除通知書（様式第 20 号）により所有者等に通知するものとする。

（保存樹木等における行為の届出）

第 30 条 条例第 24 条の規定に基づき行為の届出をする所有者等は、ひたちなか市保存樹木等に係る届出書（様式第 21 号）を市長に提出しなければならない。

（保存樹木等の助成）

第 31 条 市長は、保存樹木等の保存についての助成措置として、保存樹木等の所有者等に対し、別表第 3 の助成金を交付することができる。

- 2 前項の助成金の交付を受けようとする者は、ひたちなか市保存樹木等助成金交付申請書（様式第 22 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ助成金の交付を適当と認める場合は、ひたちなか市保存樹木等助成金交付通知書（様式第 23 号）により当該申請者に通知しなければならない。

（土地の買取り）

第 32 条 条例第 27 条第 1 項の規定に基づく土地の買取りは、公園事業費のほか、基金を充てる。

（記念樹等の配布対象）

第 33 条 条例第 31 条第 1 項の規定に基づく記念樹及び緑化樹（以下「記念樹等」という。）の配布は、市民又は事業者が市内において当該記念樹等の植栽を行う場合に配布するものとする。

（記念樹の配布の申込み等）

第 34 条 市長は、条例第 31 条第 1 項第 1 号の規定に基づく記念樹の配布対象者に対し、記念樹の申込方法等を記載した書面を交付するものとする。

- 2 前項の書面の交付を受けた者は、記念樹の配布を受けようとするときは、あらかじめ、当該書面に記載された方法により申込みをしなければならない。

3 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、その旨を申込者に通知するものとする。

（緑化樹の配布の申請）

第35条 条例第31条第1項第2号イ及びウの規定に基づき緑化樹の配布を受けようとする者は、ひたちなか市緑化樹配布申請書（様式第24号）を市長に提出しなければならない。

（緑化樹の配布の決定）

第36条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ緑化樹の配布を適当と認めるときは、ひたちなか市緑化樹配布通知書（様式第25号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者が当該緑化樹を受領したときは、ひたちなか市緑化樹受領書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

（記念樹等の配布の期日、場所）

第37条 記念樹等は、市長が指定した期日及び場所において配布する。

（記念樹等の配布の条件等）

第38条 市長は、記念樹等の配布の決定に当たり、次の条件を付するものとする。

（1） 記念樹等は、条例第31条第1項の各号に掲げる以外の用途に使用してはならないこと。

（2） 配布後の記念樹等の管理は、受領者が誠意をもって行うこと。

2 市長は、緑化樹の配布の決定に当たり必要があると認めるときは、次の書類の提出を求めることができる。

（1） ひたちなか市緑化樹植樹施工計画書（様式第27号）

（2） ひたちなか市緑化樹植樹完了報告書（様式第28号）

（3） 植樹施工図

（4） 管理計画書

（基金の運用）

第39条 ひたちなか市基金条例（平成6年条例第50号）で定める事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 緑化の推進等に関する普及啓発事業

（2） 緑化推進事業

ア 生垣設置奨励助成金

イ 工場等緑化推進助成金

ウ 記念樹等配布樹木の購入

(3) 緑地保全事業

ア 緑の保存地区助成金

イ 保存樹木等助成金

(4) 緑地等の用地購入事業

ア 緑の保存地区の土地の買取り

イ 保存樹林の土地の買取り

ウ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第11条の規定に基づく土地の買取り

エ 風致地区の土地の買取り

オ その他市域の自然環境，防災，レクリエーション及び都市景観上貴重な緑地で，買取りを必要とする区域の土地の買取り

（緑の保存地区又は保存樹木等の標識）

第40条 市長は，緑の保存地区又は保存樹木等を指定したときは，次の各号に掲げる事項を記載した標識（様式第29号）を設置しなければならない。

(1) 保存樹木又は保存樹林の文字

(2) 樹種

(3) 指定番号

(4) 指定年月日

(5) その他必要な事項

2 前項の標識は，公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

（補則）

第41条 この規則に定めるもののほか，緑化の推進等に関して必要な事項は，市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は，平成6年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の日の前日までに，合併前の勝田市緑の保存と緑化の推進条例施行規則（昭和62年勝田市規則第11号）の規定に基づきなされた処分，手続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成9年規則第16号）

この規則は，平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成11年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 13 年規則第 17 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 15 年規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 22 年規則第 15 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年規則第 8 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年規則第 38 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前のひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例施行規則第 34 条の規定に基づきひたちなか市記念樹引換券の交付を受けている者に対する記念樹の配布手続については、なお従前の例による。

付 則（令和 4 年規則第 27 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 7 年規則第 34 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

公共施設等緑化基準

1 公園

区分		緑化面積率
住区基幹公園	街区公園	適宜
	近隣公園	50%以上
	地区公園	50%以上
都市基幹公園	総合公園	50%以上
	運動公園	30%以上
特殊公園		50%以上
緩衝緑地及び緑道		70%以上

都市緑地	80%以上
墓園	60%以上

2 道路

歩道幅員3.5メートル以上の道路は、植樹帯又は植樹ますを整備し街路樹を植栽する。

3 その他公共施設

区分		緑化面積率
駐車場その他の交通施設		適宜
水道，下水道，汚物処理場，ごみ処理場その他の供給施設又は処理施設		25%以上
河川その他の水路敷		適宜
学校，幼稚園その他の学校教育施設		20%以上
図書館，文化会館その他の社会教育施設		25%以上
保育所，診療所，社会福祉センター，老人センターその他の医療施設又は社会福祉施設		25%以上
一団地の住宅施設	中高層住宅	20%以上
	低層住宅	15%以上
市庁舎，合同庁舎その他の官公庁施設		25%以上

別表第2（第8条関係）

緑地確保基準

- 平成6年11月1日以後に工場（工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第3項の規定による製造業等に係る工場をいう。以下同じ。）を設置された場合

工場敷地面積等	緑化施設面積
工場敷地面積9,000平方メートル未満又は工場建物の建築面積3,000平方メートル未満	工場敷地面積の15%以上
工場敷地面積9,000平方メートル以上又は工場建物の建築面積3,000平方メートル以上	工場敷地面積の20%以上

（注） ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（令和4年条例第10号。以下「市準則条例」という。）別表に規定する区域（以下「市準則条例適用区域」という。）に工場を設置された場合は、工

場敷地面積に市準則条例別表に規定する緑地面積率の基準を乗じて得た緑化施設面積以上とする。ただし、工場立地に関する準則（平成１０年大蔵省，厚生省，農林水産省，通商産業省，運輸省告示第１号。以下「法準則」という。）第５条に規定する工業団地に工場等を設置する場合であって当該工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるときに該当する場合は、同条に規定する算式を用いて算定した面積以上とする。

- ２ 平成６年１１月１日前に工場が設置されている場合（３に該当する場合を除く。）

工場敷地面積	緑化施設面積
３，０００平方メートル未満	工場敷地面積の３％以上
３，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満	工場敷地面積の５％以上
５，０００平方メートル以上９，０００平方メートル未満	工場敷地面積の１０％以上
９，０００平方メートル以上	工場敷地面積の１５％以上

（注） 市準則条例適用区域に工場を設置された場合であって、工場敷地面積が５，０００平方メートル以上のときは、工場敷地面積に市準則条例別表に規定する緑地面積率の基準を乗じて得た緑化施設面積以上とする。ただし、法準則第５条に規定する工業団地に工場等を設置する場合であって当該工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるときに該当する場合は、同条に規定する算式を用いて算定した面積以上とする。

- ３ 昭和４９年６月２８日までに、工場が設置され、又は工場の設置のための工事が開始された場合（当該工場において生産施設（工場立地法第４条第１項第１号に規定する生産施設をいう。）の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときに限る。）

設置場所	緑化施設面積
市準則条例適用区域以外	法準則備考１に規定する算式を用いて算定した面積以上
市準則条例適用区域	ひたちなか市工場立地法第４条の２第１項の規定に基づく準則を定める条例付則第３項に規定する算式を定める規則（令和４年規則第１１号）に定める算式を用いて算定した面積以上

- ４ 事業所（専用住宅，併用住宅，工場，事業場，駅舎及び給油所等危険物取扱所以外の建築物をいう。以下この表において同じ。）を設置する場合

事業所の緑化施設面積は、次の式により算出する。

$$\text{緑化施設面積} = \text{敷地面積} \times \left((100 - \text{建蔽率}) / 100 \right) \times \text{緑化率}$$

敷地面積	緑化率
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	10%
3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満	15%
6,000平方メートル以上9,000平方メートル未満	20%
9,000平方メートル以上	25%

(注) 市準則条例適用区域に事業所を設置する場合であって、敷地面積が3,000平方メートル以上のときの緑化率は、市準則条例別表に規定する緑地面積率の基準を準用する。

上記1から4までに係る備考

- 1 他の法令等により樹木植栽が制限されるものは、別途協議するものとする。
- 2 緑化施設面積の計算方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条の定めるところによるものとする。

別表第3（第27条、第31条関係）

助成金交付基準

区分		助成内容
緑の保存地区		1平方メートル当たり10円（限度額30,000円）
保存樹木等	保存樹木	1 次に掲げる保存樹木の本数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 1本 2,000円 (2) 2本～5本 3,000円 (3) 6本～10本 4,000円 (4) 11本以上 5,000円 2 剪定又は病虫害の防除に要する費用の2分の1以内の額（限度額100,000円）
	保存樹林	100平方メートル当たり500円（限度額10,000円）
		生垣1メートル当たり100円（限度額5,000円）

備考

- 1 年度途中において指定した保存樹木等に係る助成金（剪定又は病虫害の防除に要する費用に係る助成金を除く。）の額については、指定した日の属する月を含めて月割計算とする。

- 2 年度途中において指定を解除した保存樹木等に係る助成金（剪定又は病虫害の防除に要する費用に係る助成金を除く。）の額については，指定を解除した日の属する月を含めて月割計算とする。
- 3 同一の保存樹木に対する剪定又は病虫害の防除に要する費用の助成は，最後に助成を行った年度の翌年度及び翌々年度は行わない。
- 4 保存樹木の樹容を著しく損なう剪定を行った場合には，剪定又は病虫害の防除に要する費用の助成は，行わない。